

## 環境影響評価審査会 総会 会議録

- 1 日 時 : 令和2年9月4日(月) 15時00分~16時20分
- 2 場 所 : 兵庫県庁西館 4階テレビ会議室
- 3 議 題 : 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について
- 4 出席委員 : 服部委員(会長)、山下委員(副会長)、遠藤委員、大迫委員、  
沖村委員、小谷委員、上甫木委員、川井委員、近藤委員、澤木委員、  
島委員、住友委員、田中委員、中篤委員、西田委員、西村委員、  
花田委員、藤川委員、益田委員、横山委員
- 5 兵庫県 : 環境管理局长、環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名  
温暖化対策課、環境整備課、自然環境課
- 6 配付資料 :  
資料1 : 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について(諮問)  
資料2 : 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模の見直しについて  
資料3 : 今後のスケジュール(案)  
資料4 : 環境影響評価手続の流れについて(名神湾岸連絡線)  
参考資料1 : 環境影響評価に関する条例施行規則(別表第1~第3(抜粋))
- 7 議事概要 :

<事務局から、議題について資料1、資料2により説明。>

[質疑]

(副会長)

少し疑問に思ったのですが、産業廃棄物の場合には処理を民間事業者が行うわけで、民間事業者は、当然どの程度の規模だとアセス手続の対象になるかを踏まえて、立地場所、時間、コストを計算すると思う。現在の最終処分場の規模ごとの件数とか、埋め立て容量は整理をさせていただいているのですが、これはアセス手続の対象が15ha以上ということ为前提に事業者が事業を行ってきた結果ではないか。単純に言うと、大体ギリギリのところを狙ってくるというのがあると思う。15ha以上はアセス手続がかかるのであれば、10~15ha弱を検討するというのが、常識的な考え方だろうと思う。対象を10ha以上に切り下げたとすれば、それは事業者の行動様式の変化をもたらし、10ha弱の規模が増えていくのではないのでしょうか。

更に言えば、全体として計画の件数があるわけではない。従って、自然環境等への配慮を適切にさせるということであれば、もう少し規模を下げるということも検

討の余地があるのではないか。

(事務局)

資料では、現在、設置されている施設数と今後計画されている施設数を整理しております。平成 10 年のアセス条例施行後に、条例手続の対象となった最終処分場はないのが事実であり、結果的にこの条例の対象規模よりも下げている、埋立面積では 10ha を下回る規模で設置されている可能性はある。

一方、住民の不安というものは継続しており解決されていない。最終処分場ができることによって、環境が破壊されるのではないかとという懸念や心配があるので、これまでにアセス条例の対象事業がないのであれば、もう少し対象規模を下げることによって、より環境への配慮を促していけるのではないかと考えている。これにより、自然環境への影響の低減を図られるのではないかと考えている。

結果として、対象規模より下を狙ってくるということについては、どんな手続でもあり得る話で、それがどれくらい出てくるかは予測ができない。だからといって、対象を全ての事業とすると、新たな最終処分場の整備がされなくなる懸念が生じる。

自然環境の保全という面とのバランスが非常に難しい中で、対象規模を検討した結果が説明した内容となる。

(副会長)

どこでバランスをとるかということはその通りだろうと思う。ただ、件数が少ないから、もう少し下げてもよいのではという気がした。

事業者の説明責任等の話は、関係者の不安の解消という点について、その不安を解消するために紛争予防条例を作ったと思うので、アセス手続に求めるよりは紛争予防条例の手続きを充実させるのがよいのではないか。

バランスをどうとるかは極めて政策的な判断ですから、県が 10ha あたりだというなら、そうかもしれません。

(委員)

今意見があったバランスに関係してくるのですが、最初の説明で環境影響への懸念があるということであった。この環境影響への懸念は、実際どのぐらい環境に対して影響があるのか。対象規模面積を 15ha から 10ha に下げることによって、どれだけ環境影響への懸念を減らせるのか。

10ha に引き下げることで、環境影響の低減が具体的な数字として出ているのであれば、下げた方がよいことが分かりやすい。分かる範囲でよいので教えてほしい。

理想としては、規模を見直した場合に、どれくらい費用と便益が変化するのかという点を、バランスとして見ると一つの指標になると思う。具体的な数値が分かれば、教えてほしい。

(事務局)

環境への懸念に関して、廃棄物最終処分場の設置にあたっては、生活環境調査を実施する必要があり、調査結果を許可申請などに添付することになっている。ただ、この調査項目は、大気質、水質、騒音や悪臭などの公害項目に限定されており、また評価する時期が施設稼働後の時期となっており、工事中の影響は調べられない。

環境影響評価条例の対象になれば、自然環境への影響を見ることになり、また工事中の影響を自然破壊も含めて見ることになるので、対象事業が広がることで住民の安心につながっていくと考えている。

対象規模 15ha 以上を 10ha 以上にするものの便益の変化に関して、もし事業者がアセス規模未満の施設を作ろうとするなら面積が 2/3 に抑えられ、5ha 以上の自然が守られるということになる。

どのように金額として表すのかは、建設場所などにより異なるため難しいが、面積だけでの整理をすると、今の説明のイメージとなる。

(委員)

10ha 以上に引き下げるのは、特別地域の事業ということですね。今、新設の計画がされているのは、特別地域内の事業でしょうか。

廃棄物排出量は減少傾向だと思うが、排出量自体が思ったように減らなければ、大きな規模の最終処分場なら 1カ所で処理できるのに、規模が小さい処分場しか計画されないため複数箇所が必要になってくるような懸念はないのでしょうか。

(事務局)

一点目について、現在計画しているものは特別地域内での事業です。

二点目について、処分量は減らない場合は、埋め立てる器の大きさが小さくなったら、多くの数が必要になるというご指摘と思います。この点は、廃棄物処理計画の中での検討が必要になる話ですが、最終処分量と最終処分率は減らしていく方向だと思いますが、すぐには減らないので最終処分場も必要です。このため、対象規模を小さくしすぎて、最終処分場が足りないということなら問題となるので、この点のバランスを取ることが必要と考えています。

(委員)

わかりました。その点を考慮したバランスで 10ha ということですね。

(委員)

説明があった規模が判明している計画中の産業廃棄物最終処分場が 6 件について、どのくらいの規模なのでしょう？

(事務局)

説明資料 p14 の上の図で、赤色で示しているものが計画中のものになります。

(委員)

10ha 以下のものも含めて6件ということなので、10ha 以上のものは3件ですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

聞き逃してしまったのですが、計画中のものは6件全てが特別地域内での事業でしょうか。

(事務局)

すべて特別地域内での事業と考えております。

(委員)

新設及び増設という表現がありますが、谷地形に新たに設置される場合、分割して上流部と下流部に別々に事業を行う懸念がある。これまで谷地形に増設されたような事例はありますか。分割して設置される懸念はないでしょうか。

(事務局)

アセス手続の整理としては、計画当初に全体計画があり、これを1期、2期と分けて整備しますという場合は、全体計画の規模でアセス手続の要否を判断します。計画当初はアセス規模未達の計画であり、将来計画はなく、事業が終わる段階で次を計画されるケースもあり、この場合は別の事業として捉えることになっています。

この考え方は他の事業に関しても同じですが、最終処分場の計画で、1つ目の最終処分場が終了した後に、隣に新たに増設している事例はあります。

今回、対象規模を10haに引き下げることで、増設でも対象となる規模が下がることとなります。ただ、この場合でも10ha未達の面積ごとに増設すれば、アセス手続対象外となり、どこまで対象規模をさげればよいのかという話にもなります。県内の最終処分場の規模の状況や事業性などを検討し、見直し規模として10haとしています。

(委員)

谷地形に立地されるケースが多いという事実があれば、隣接するなどつながっている増設については、面積が合わせて超えると対象とするような取り扱いは難しいのでしょうか。

(事務局)

実際に谷地形に設置する場合は、集水面積に応じた調整池や侵出水の処理施設を計画するため、当初の段階でどれくらいの規模のものを計画しているのかが分かり、増設計画の有無も事前に分かるはずです。

増設計画のチェックのため、このような点の確認も必要になってくると考えています。

(委員)

新規立地は厳しいので、事業者や市町は、既存の増設という対応も多いと思う。10haに見直しても、10ha未満にして増設するなどの対応が考えられると思う。廃棄物最終処分場は必要な施設になるので、10ha未満の施設に対しても実際に起こった問題を踏まえて、より有効な行政指導をする方法を考えて欲しい。

(事務局)

10haに見直せば、10ha未満にしてくる可能性があり、10ha未満であっても環境への影響はあります。10ha未満で増設するものなどに対して、環境影響評価手続を行うような指導は制度として難しいが、廃棄物処理法の生活環境調査や紛争予防条例の手続もあるので、対応ができればと思います。

(委員)

これまでの議論で、計画規模が小さくなりアセス手続をくぐり抜けるという話がありました。環境への影響を考える場合、小さい最終処分場が分散されるのと、大きいものが設置されるのと、どちらの方が環境負荷が小さいのかという前提もあるのではないかと。スケールメリットを考えると大きいものの方が良いという気もします。

本来は、このような定量的な話も必要かもしれないが、データがないと思うので、最終的には政策的なバランスということで、数値を決定することになるのかと思う。

一つ確認したいのは、現行の15haを決定した際に、色々な議論があったと思うが、どのように決定をしたのか。

(事務局)

15haという数値は、アセス条例が出来る前に、アセス手順を定めたアセス要綱があり、その数値を採用している。県のアセス対象規模の考え方として、国のアセス制度の半分と整理しており、この面積も国の面積30haの半分という考え方で決まったものです。

(委員)

特に環境的な根拠から試算したとかではなく、大体の目安として、国の半分ぐらいということですね。それなら、バランスを検討した結果10haで、国の三分の一ということでも問題はないのかと思います。

(委員)

増設のことについて、現行は「最終処分場の増設であって、当該増設により面積が15ha以上増加することとなるもの」が対象ですが、これが今度10haに見直す場合は、「面積が10ha以上増加することとなるもの」と変わると考えればよいのですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

先ほど、対象規模より少し小さくして、アセス手続から逃れるということが考えられるというお話が出ていましたが、この増設を何回も繰り返すことに関して、何か制限みたいなものがあるのでしょうか。

(事務局)

アセス条例上は、対象規模未滿の増設を何回繰り返しても対象にはならない、ということになってしまいます。

(委員)

小規模の増設を繰り返すということで、結果的に大規模になるということが考えられるということですね。

(事務局)

そのように考えられますが、例えば3haの計画を3回増設するようなことをして、事業として成り立つのかという考えがあります。

小分けすると、廃棄物処理法の手続もその回数しなければならぬこととなります。回数を増やせば、手間と時間がかかるようになり、工事もその都度必要になってきます。この点を考えれば、必要な規模で手続を減らして事業計画をたてるのがよいとも考えられます。

(委員)

わかりました。どうもありがとうございました。

(会長)

対象規模面積をどうするのかというのは大きな問題です。今まで15haだったものを10haにするということに関して、生態系から見て10haという数値に意味があれば良いかもしれませんが、そのような根拠はなく、今まで国の二分の一だったものが三分の一になるという案だと思います。

面積をいくつにするのかという点に関しては意見がありましたが、もう少し小さくしたほうが良いというのが、委員の皆さんの意見だったと思います。

この件に関して、今後の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

<事務局から、資料3によりスケジュールを説明。>

(会長)

ありがとうございます。

わたしとしては、10ha という数値が気になるところで、10ha の根拠をもう少し検討して説明いただければと思います。

他に特にご意見がなさそうなので、本日の議題については以上です。

以上